

国際法協会第六六回（一九九四年）

プエノスアイレス（アルゼンチン）大会報告

国際法協会（International Law Association）の第六六回世界大会は、一九九四年八月一四日から二〇日にかけて、プエノスアイレスで開催された。会議の日程は、次の通りであった。

第一日（八月一四日）

午前 登録

午後 登録、歓迎会

第二日（八月一五日）

午前 理事会、開会式

午後 ワークショップ「地域統合」、①持続可能な発展の法的側面、②犯罪人引渡しと人権

第三日（八月一六日）

午前 ③水資源法、④国際通商法、⑤難民認定手続

午後 ⑥国際通貨法、⑦宇宙法、⑧国内裁判所における国際法

第四日（八月一七日）

午前 ワークショップ「国際環境法」、⑨証券取引法、⑩軍備管理・軍縮法、⑪文化遺産法

午後 ⑫国家免除、⑬地域的経済開発、⑭人権法の実施

第五日（八月一八日） 休日

第六日（八月一九日）

午前 ワークショップ「ウルグアイ・ラウンドの意味するもの」、⑮海上中立法、⑯国際商事訴訟法、⑰国際的養子縁組

午後 ⑱国際法におけるフェミニズム、⑲域外管轄権、⑳国際商事仲裁

第七日（八月二〇日）

午前 理事会、総会、閉会式

この大会は、プエノスアイレス市内のアルゼンチン商科大学で開催された。参加者は、三七ヶ国から約二五〇名であった。日本からは、二名の参加者があった。

以下は、大会での議論の要旨である。

（道垣内正人）

①持続可能な発展の法的側面

持続可能な発展の法的側面に関する委員会は、従来の新国際経済秩序の法的側面に関する委員会が一九九二年のカイロ大会において再編成されたもので、①持続可能な発展の規範的枠組をなす諸原則の検討、②ウルグアイ・ラウンドの結果発展途上国に生じる法的諸問題、③とくに発展途上国にかかわる環境保護の法的諸問題、④持続可能な発展を実現するための金融的取極め、などを作業計画とする。同委員会はカイロ大会以後三度の会合をもったほか、一九九四年三月末にはグラーツ大学国際法国際関係研究所との共催で「良好な統治、人権および持続可

能な発展に関するセミナー」を開催するなどの活動を行い、八月一五日に開催された本部会には、これらの活動を踏まえて委員会報告者であるシュライバー（オランダ）が作成した第一報告書が提出された。

報告書は、これまでの委員会の活動、および国連環境発展会議（一九九二年）ならびにウルグアイ・ラウンド（一九九四年終結）など、持続可能な発展にかかわる国際社会の動きを概観した後、持続可能な発展の国際法の核心的要素として、発展の権利の概念のいっそうの展開の必要性、持続可能な発展の要素としての国内的・国際的な「良好な統治」、および全地球的な経済活動を規制するにあたっての法の役割を素描し、最後に三つの小委員会の今後二年間の作業計画（後述）を提案する。第一次の報告として分析的であるよりは叙述的であるように心がけたと報告者が述べたように、本報告者は最近の発展に照らし持続可能な発展のための国際法原則を明らかにするために検討すべき論点を提示することを意図したものであったが、この目的のために国際環境法と国際開発（発展）法の統合を主張したことは示唆的であったと思われる。

部会に先だって行われた委員会では、今後の研究計画との関連でとくに国際貿易法委員会の作業との関係が問題となった。

ここでは、両委員会は合同会合の開催を含めて協力関係を維持するが、本委員会では貿易法それ自体を研究対象にするのではなく、持続可能な発展に関係するかぎりでのその問題を扱うとい

うことが了解された。なお、この両委員会の作業の関係については、部会の討論でも問題とされることになる。

部会はマホーニー（オーストラリア）を座長に、まず、報告者が右の報告書の概要を紹介した。彼はとくに、経済成長と持続可能性との緊張関係を認識した統合的なアプローチが必要であり、持続可能な発展の諸原則とその内容および法的地位の検討にあたってはとりわけ実施メカニズムが重要であること、新国際経済秩序の失敗にもかかわらず持続可能な発展の観点からの国際経済秩序の全面的再編成が必要であることなどを強調した。ついで発言した委員会委員長のホサイン（パングラデシュ）は、プレビッシュ報告から新国際経済秩序への議論は不毛な対決姿勢のためにデッドロックに乗り上げたが、プラント委員会やラルントラント委員会では統合的なアプローチによって南北対立からの脱却が計られるようになったと指摘、持続可能な発展は世代間平衡を含めて多面的な概念であり、そのためには新しい法的構築物が必要であると説いた。

続いて三つの小委員会の各委員長が、それぞれの作業計画について発言した。「持続可能な発展と環境の保護」を課題とする第一小委員会のチョウドリー（インド）は、明らかにすべき論点としてストックホルム宣言原則二一の法的地位、環境保護に関する国家責任法の状況、実質的平等から「共通だが差異のある責任」への展開など六項目を挙げた。「持続可能な発展と良好な統治」を取り上げる第二小委員会のデ・ワールト（オ

ランダ)は、発展の権利が普遍的な権利であることにはコンセンサスがありその実施が問題なのだと言、「自由な市場」の勝利にもかかわらずその欠陥のチェックはなお必要であると指摘、国際貿易法委員会が論じられている「貿易による持続可能性」に注目した。第三小委員会では「持続可能な発展と国際経済秩序」を主題とするが、委員長イェニツケを代理したオッパマン(ドイツ)は、彼が委員長を勤める国際貿易法委員会の仕事と本委員会の仕事との重複の可能性を指摘し、とくに貿易関連環境措置(TREMs)についての今後の協力を主張した。

ついで他の委員および一般参加者の討論に移ったが、シュライバーなどの指摘にもかかわらず、国際環境法のアプローチと国際開発法のアプローチがいまだに統合されず、別個に議論されたという印象を受けた。たとえば前者の立場からは、シン(インド最高裁長官)がインドにおける環境裁判について論じ、ホーマン(ドイツ)は事前予防原則に関連して環境情報へのアクセスについて語った。他方後者の立場では、マシューズ(合衆国)はICSIDなどを素材に投資保護について発言し、ジャイン(インド)は本委員会が環境や貿易の問題を取り上げることには疑義を呈し、もっぱら発展の問題を取り扱うべきであると主張した。UNEPのトマシエンコは、持続可能な発展の受け入れられた定義はないと指摘し、それは、①哲学的であるだけでなく社会的・政治的な枠組である、②「パートナーシップの法」を含意する、③実施メカニズムが重要である、という

特徴を有する大きな枠組だと述べたが、たしかに、本部会および委員会における持続可能な発展の法的側面に関する議論は、やっとその緒についたところだと結論することができよう。なお、部会の決定に基づいて総会は第一報告書に留意し、持続可能な発展の問題について統合的なアプローチを取る重要性を指摘するとともに、作業を継続して第六七回大会に報告を行うよう委員会に要請する決議を採択した。(松井芳郎)

② 犯罪人引渡しと人権

犯罪人引渡しと人権に関する部会は、八月一五日午後、Brons (フィンランド)を座長として行われた。

先ず、委員長のRubin(米)が委員会の提出した暫定報告書(tentative text)について説明し、そこに示されている九項目の勧告をILIAが採択することを求め、また今会期の討論を通じて犯罪人引渡しと人権に関するモデル条約を準備したいと述べた。次に、報告者の一人であるDugard(南ア)が報告書の概要を説明し、委員会が提示する一般的な問題は犯罪人引渡しに国際人権法によって妨げられるべきかということであり、犯罪人引渡しに人権への配慮を取り入れる場合の最大の障害は被請求国の裁判所が請求国の人権状況を考慮することを拒む「不審査の原則」(the rule of non-inquiry)であると述べた。報告書は、また、どの人権が犯罪人引渡しに影響を及ぼすかを検討し、死刑、拷問、残虐・非人道的・品位を傷つける取扱い、公

正な裁判などがこれに当たるとしている。更に、報告書は、人権侵害の危険性の程度、犯罪人引渡しを止める証拠や誘拐の問題を指摘する。

部会ではこれらの問題について討論に入り、Driessen (オランダ)・Lilich (米)・Van den Wyngaert (ベルギー、報告者)・Slynn (英)・Zaivalla (英)・Zuti (アルゼンチン)・Davis (ニュージーランド)・Stein (独)・Fordham (アイルランド)・Cooper (オーストラリア)などがこもも発言したが、ここでは紙幅の都合上、前記九項目の勧告をめぐる討論について紹介することにする。

勧告二は、犯罪人引渡し手続きにおいて人権問題に立ち入ることを妨げられるような不審査の原則を適用しないことを裁判所に求めるものである。これについては、Berman (英)から、このような適用禁止は、特定の引渡し請求により事情は異なり、審査を廃止する二国間の条約もあり得るのであるから、すべての事件において不審査の原則を適用すべきでないということになれば、相互に相手国の法制度を信頼することの重要性を無視することになるという批判があった。Bermanはまた、人権を強調し過ぎるあまり、司法共助という側面がなおざりにされていることも述べた。これに対して、Pyle (米)は、他国の法制度を完全に信頼して、その法制度を審査する必要がないということとは人権を無視する議論であるとし、審査の結果、他国政府が適切に行動していることが分かる場合もあるのであって、審査

は不可欠であると反論した。その後の議論は、審査の必要性を認めつつ、不審査原則を適用すべきでないのは裁判所だけではなく、他の機関についても妥当するかどうかを巡って展開された。これについては、不審査原則の適用排除は裁判所に限るべきだとする意見(Murphy 米)、行政府とすべきだという意見(Shearer 豪、Lilich)、「責任ある当局」とすべきだという意見(Rubin)、立法府も含めるべきだとする意見(Shearer)、三者を含めるべきだとする意見(Pyle)があった。Bermanは原則として賛意を表しつつ、なお不審査について言及することを疑問とし、勧告は重大な人権侵害の場合にかぎられるべきことを主張した。報告者Dugardも後者については同意した。

勧告二は、司法府と行政府は犯罪人引渡し請求を検討する際に、条約と慣習法上の人権規範を考慮に入れることを求めている。これについては、用語上の若干の問題が指摘されたほか、国家機関は特定すべきでないとするBermanの提案を議長も受け入れた。

勧告三は、引渡し請求を受けている者が請求国において死刑、拷問、非人道的又は品位を傷つける取扱い又は刑罰を受け、あるいは公正な裁判を否定される虞がある場合には引き渡されてはならないとするものである。ここでは死刑が問題となった。Cooper (豪)は委員会がここで死刑に言及する意図を質したのに対し、Rubinは委員会が死刑を好まないことを示すものであると答えた。しかし、Bermanは委員会が引渡しに制限を加

えることによって死刑廃止を試みるべきではないと述べた。また、Dugard が行ったのは請求国が引き渡された個人に死刑を科さない保証を求めるものであると述べたのに対して、それは委員会が引き渡し自体ではなく、死刑の問題を取り扱うことになるという反論 (Fordham アイルランド) や、死刑を必然的に悪だとするのはきわめて西歐的な考えであるとの意見 (Driessen) があつた。

勧告四は、政府が関与する誘拐による場合には、裁判所は訴追を許すことを拒むべきであるとしている。また、引渡しにかかわる義務を回避するために用いられる送還の場合にも、同様の措置が執られるべきものとしている。Cooper は、勧告が犯罪の犠牲者の人権と特に重大な犯罪を無視していると批判したが、Rubin は、それによって重大な犯罪者が逃れることがあったとしても、このような場合の訴追禁止は重要だとする価値判断に基づく勧告であるとした。送還については、Shearer が、送還と誘拐の区別は合法と違法にあることを強調し、それ故に誘拐は絶対的に禁止されるべきものであり、送還は、特に条約がない場合に、被害者を送り返す唯一の方法であると述べた。

議長は次に勧告五から九までについての意見を求めたが、勧告全般の取扱について若干の討論があつたほか、特にこれらの内容についての意見は出されなかった。ただ、Berman が国際刑事裁判所に関する国際法委員会の条約案に言及し、委員会の勧告は国家間の犯罪人引渡しについてのみ適用があるものかを

質したのに対して、Rubin は、成果を挙げるためには委員会の作業はできるだけ限定されるべきであり、従つてその任務は国家間の犯罪人引渡しに限ることを望んでいると述べた。

(川島慶雄)

③水 資 源 法

水資源法委員会は一九九一年に五つの作業部会 (国際河川河床変動部会 [E. Manner 部会長]、救済手続部会 [K. Cupenis 部会長]、国際法委員会作業モニター部会 [S. Roseme 部会長]、Cross-Media Pollution (CMP) 部会 [H. Hohmann 部会長]、沿岸域部会 [R. D. Hayton 部会長]) を発足させたが、その後、年一回の割で三回の作業会合をもち、とくにCMPの問題を中心として議論が進められてきた。CMPの問題は、一の汚染を他の形態の汚染に変型しない義務に関わるものである。かつて国際法協会は第五九回ベオグラード大会で「水、他の天然資源および環境に関する条約案」(一九八〇年) を採択しているが、その当時とは比較にならないほどにCMPの問題が複雑化し扱いにくくなっているという共通の認識にたつて、委員会の作業は進められている。

水資源法委員会には、関連作業部会の作成したCMP条文案案三ヶ条、国際河川越境損害の救済手続に関する条文案案第一部四ヶ条が提出され、ILC 副会長 Bruce Mauleverer (UK)、座長の司会のもとに C. B. Bourne (Canada)、R. D.

Hayton (USA)、A. E. Boyle (UK)、A. E. Uroni (USA) がパネリストとなって、条文案案の規定および各条に付せられたコメントを中心に検討が進められた。CMP 条文案案は、国際流域系 (international drainage basin) における水汚染を防止、削減および管理するにあたり、領域を越えて実質的な損害を生ぜざるような仕方、これを土地、大気もしくはその他の天然資源の汚染など他の形態の汚染に変換しあるいは変換を許容することを差控える国家の義務 (第一条) をまず掲げ、次に越境損害を最小化する措置を国際流域系の自国の管轄下にある部分において、個別にあるいは他の国と共同で実施する義務 (第二条)、事前影響評価をふくめ水資源および関連資源の統合された管理 (integrated management) の達成に協力する義務 (第三条) が規定されている。救済手続に関する条文案案は、汚染損害のみに限定することなくすべての種類の越境水系損害に関する司法的救済をカバーすること、とくに被害者の裁判管轄選択権の保障、損害賠償法の最低基準の統一などを取り込むことをめざして起草されつつある。提出された四ヶ条においては原因国における司法救済手続きへの被害者の無差別平等原則にもとづく出訴権の保障 (第一条)、賠償責任の原則 (第二条) および司法共助、法廷地法の適用 (第三条)、損害の範囲 (第四条) などが定められている。

最初にパネリストから簡単に以上の条文案案の骨子が説明されたが、委員会としてはまだ成案をえたものではなく、またコ

メントについての審議は未了の段階にあるという認識にあることが紹介された。質疑あるいは意見表明においては、この委員会とILCの国家の国際責任に関する作業との関連ないし整合化の必要が、S. Roseme (Israel) や Dellapenna (USA) などから提起された。またとくにCMPの草案の第二条に付されたコメントで使われている「規制の分裂」(fragmentation of regulation) という概念の意義に関して、それが流域系の各種の汚染あるいはその他の環境損害ごとにバラバラになされている規制を統合して総合的な措置の実施を目指すものであるのか (自然環境の一体性)、それとも各国別にバラバラな国内規制の基準を統一することを目指すこと (規制の調整) を意味するのかについて、Roseme および H. Hohmann などから意見が提出された。さらにコメントが国内におけるCMPの規制に関しても触れていることに関連して質問がなされたのに対して、Hayton は、委員会の意向としてはCMPの問題は越境損害を生ぜさせるもののみには限らないことを強調したものである、と説明した。また海への汚染の変型・移転に関しては、海洋法条約の一九五五条との要件の違いがどう調整されるのかという問題が、Okunishi (Japan) によって提起され、さらに草案で提案されている事前影響評価に関連して共同モニタリング体制の創設の提案がなされたのに対して、委員会がそうした立法的な提案をすることが是か否かという問題も議論された。委員会全体の雰囲気としては、国家の慣行を検討し、現行実定法の集

成を行うことがまず先決的な問題であるという意見が強かったように思われる。救済手続き草案に関してはまだ十分に議論が熟していないという意見が述べられ、委員会としても、例えば無差別平等原則の適用範囲(第一条)に関してとりあえず訴訟主体となりうるものを網羅的に拾い上げたものであり、これをどの範囲に限定していくかは今後の検討に委ねられている、という説明がなされた。

結論として、以上の討議を踏まえ、委員会がヘルシンキ大会に向けて一層の検討を進めることの要望が出されたが、とくに決議は採択されなかった。

(奥脇直也)

④ 国際通商法

国際通商法委員会は一九九四年八月一六日午前九時より一二時まで行われた。議長はオッバーマン教授 (Professor Thomas Oppermann) ラボルツールはアボット教授 (Professor Frederick Abbott) である。また、ラボルツールとしてペータスマン (Professor Ulrich Petersmann) が報告書案を提出したが、都合により出席できなかったため、これについてアボット教授が説明した。これを巡って種々の議論が行われ、報告書案が採択され、今後取り上げるべき研究課題等について意見交換が行われた。討論は大体のところ報告書案の内容に沿って行われた。

報告書案の主要なテーマはWTOの協定をめぐる種々の問題点

出金融、減税措置等が考えられる。更に、「権利消尽」について規定すべきことが提案されている。

(4) 環境保護と貿易に関しては、WTO協定はこの点に関する明白な合意事項は盛り込まれなかったが、今後この点に関してWTOの枠内でも検討をしていくことが必要であるとされた。なお、一九九四年四月のマラケッシュにおけるWTO調印にさいして、貿易と環境に関するWTO委員会の設置が決定された。将来検討されるべき論点としては、環境基準の国際的調和はどの程度まで可能か、環境規制の差異によって生ずる産業の競争条件の不均衡にいかに対処するか、等について検討すべきことが指摘された。

(5) 競争政策と貿易に関しては、現在アンチダンピング、相殺関税、輸出自主規制等WTO協定関連で競争政策上見過ごすことができない問題が増えている。報告書においては、(i) 通商法と競争法は相互に矛盾するか、(ii) かかる観点からいかなる通商法規が改善を必要としているか、(iii) WTOのダンピング協定を競争法の枠内に取り込み、吸収することは可能か、(iv) WTO協定に規定をおき、私的競争制限は通商譲許の効果を相殺することとを宣言することは効果的であるか、そして、かかる規定がある場合には、これをWTO協定によって施行することができ、か、が検討されている。

(松下清雄)

であり、具体的には、(1) WTOの設立協定、(2) WTOにおける紛争解決に関する了解、(3) TRIPS (知的財産権の貿易関連側面に関する協定)、(4) T.R.E.M (貿易関連環境措置)、及び、(5) 競争政策、が取り上げられ、議論も大部分この論点を巡って展開された。

(1) はWTOの協定の概略の検討であるが、主要な論点は、WTOの特徴は「シングルアンダーテイキング」(一括受諾主義)であり、協定の「つまみ食い」は認められないこと、WTO協定の一部となる一九九四年ガットと従来の一九四七年ガットとの間には連続性があること、等である。

(2) はWTOの場における紛争解決についてである。WTOにおける紛争解決了解(DSU)はガットにおける紛争解決手続以上のものであり、紛争解決の仕方がより「司法的手法」によるものであること等が指摘されている。

(3) 知的財産権に関しては従来よりWIPOがあり重要な役割を演じてきたが、各国間に知的財産権の制度を巡って大きな差異があり、知的財産権に関する協定を実施する手段に欠けていたため、二国間紛争が発生し、制裁措置がとられている。これに対して、TRIPSにおいては、知的財産権に関して国際的ミニムスタンダードが採択され、また紛争解決に関してはWTOの紛争解決手続を活用することとなる。報告書においては、知的財産権の濫用に関して競争法の適用を検討すべきこと、発展途上国への技術移転を促進すべきこと(このためには、輸

⑤ 難民認定手続

難民認定手続に関する部会は八月一六日午前 Hungdah Chiu (台湾) を議長として行われた。

まず、委員長の Halbhower (独) が、昨年二月にコンスタンツで行われたこの委員会最初の会合について紹介し、委員会の目的は将来の立法を目指したガイドラインの作成にあるとし、また難民保護のための伝統的手続が現在の難民問題に適したものであるか、あるいは例えは「一時的保護」という概念と置き換えられるべきかが問題とされた。委員会が検討すべき問題は多様であり、特に次のような問題があることを指摘した。

一、難民の大量移動は特別な手続を必要とするか。二、「一時保護」の概念は難民条約に該当しない難民に適用されるか。三、どのような権利がこれらの難民に与えられるべきか。四、本国の状況が好転した場合に、難民の事態をいかに効果的に終了させられるか。五、状況(例えば、内戦)が変化した場合に、一時保護の下にある難民に難民条約を適用することができ、か、である。委員長はまた、委員会の目的は各国の現行法を検討し、それに基づいて条約案を作成することであり、そのために各委員が自国の難民認定手続に関する資料を委員会に提供することを求めた。

次いで討論に入り、川島(日)はコンスタンツ会議の決定に賛意を表し、委員会はまず難民認定手続についての一般的なガイ

ドラインあるいは国際基準を作成する作業から始めるべきだと述べた。また、日本は認定手続に関する UNHCR のハンドブックや UNHCR 計画執行委員会の結論に概ね従っていると思われるが、最近アムネスティ・インターナショナルが日本の法制度と実行を国際基準に合致しないものと批判したこと鑑み、委員会は難民に対する手続的保障を確保するためにより詳細な認定基準を示すべきだと述べた。Reermann (独) は一九九三年七月のドイツ基本法一六条、一八条と関連法規の改正について詳細に紹介した。Chowdhury (インド) は庇護制度が今や重大な脅威にさらされているとし、その理由として、受入れ国が大量の難民流入に直面していること、経済的移民が庇護手続を濫用していることを挙げた。特に、一時的保護又は庇護は難民保護の現実的方法であるが、それが生成途上の国際法規範として正当性を得るための条件として、一、ノン・ルフールマンと非差別を含む保護の最低基準に関する国際的に受け入れられる法原則を確立すること、二、「安全国」の概念は安全の客観的基準についての公正な評価によって非政治化されること、三、本国の紛争状態を解決するためにより強力な国際的圧力を用いること、四、緊急の対応は庇護制度自体を害するものでないこと、を挙げた。次に Syquia (フィリピン) が難民の定義についての再検討の必要性について、Choi (韓国) が分裂国家の難民問題の特殊性について、Lee (米) が難民の一時非難の権利についてそれぞれ簡単に触れた。難民の定義に関して、

Hoffman (独) は、委員会がこれに係わることに反対し、庇護を申請する者の権利について検討すべきであるとし、難民条約がその定義に該当する者に一定の権利を与えているのに対し、難民の地位を申請している者にはこれを与えていないというギャップを指摘した。そして、委員会は地位決定前の難民にどのような権利を認めるべきか、どのような申請は拒否すべきかを検討すべきであるとした。

Greenburgh (英) は、Jackson (英) の代理として発言し、各国が執っている新しい措置は庇護を求める者がこれまで享有してきた法的保障に影響を与えているとして、様々な問題について詳細な議論を展開した。手続上の措置としては準証責任の強化、「明白に根拠のない」申請、「安全な本国」、準手続的措置としては「安全な第三国」といった概念の導入、実体的問題としては庇護申請をする国家の自由選択が著しく制限されていることなどを挙げた。また、難民概念の厳格適用は国内での避難が可能な場合の難民性の否認や内乱・武力紛争の犠牲者の除外をもたらし、迫害概念の厳格適用は迫害の主体を国家権力に限ったり、迫害の対象を個人に限るなどの傾向が見られるが、このような措置は難民保護に関する過去の経緯から逸脱するものであるとする。特に、新しい措置は難民の集団的認定の必要性を否定するものであること、また、迫害概念は戦前の諸条約や難民条約からみても現在のような制限的解釈を認める意図をもつものではなかったことを指摘する。各国の国内法は難民条

約の難民の定義に該当する者には条約上の完全な法的地位を与えているが、これのみでは現在の大量難民に対処することは不可能であるとする。難民認定手続の議論においては、上記の諸問題が考慮に入れられなければならない、多くの人々が伝統的な難民概念の外に置かれ、難民条約上の保護よりも劣る法的地位しか与えられない結果をもたらす難民の定義の不当に制限的な解釈に頼ることは避けなければならないと主張した。

その後 Mahoney (豪) が証拠の問題が委員会の扱うべき基本的問題であると述べたのに続き、委員長の Halbroner は討論を総括し、この部会が委員会の作業の一般的方向を支持したものと認め、今回は決議を必要とせず、次回のヘルシンキ会議で実質的な報告書を提出すると述べた。

(川島慶雄)

⑥ 国際通貨法

一 第六六回大会での委員会の報告事項 当委員会が第六六回大会で報告するテーマは(1)銀行業務の監督及び規制についての国際的調和 (International Harmonization of Banking Supervision and Regulation)、(2)金銭の支払及び決済システムの調和のための国際的活動 (International Initiatives for the Harmonization of Payments and Payment System)、(3)ヨーロッパにおける通貨統合過程の現状 (副題ヨーロッパ通貨機構) (The Present System of the Monetary Integration Process in Europe — The European Monetary Institute —) である。

いずれも A4 版で七枚ほどの報告書であって、それぞれの内容の概要をここに紹介することは、紙数の制約のため、困難である。あえて簡単にいえば、(1)は銀行業務の健全な運営のための自己資本比率規制、銀行経営の国際化に関するヨーロッパ共同体における動きなどについて報告したもの、(2)の前半は国際的支払に関する法律上の問題と国際的な規模について述べたもの、(2)の後半は国際的支払の決済システムとそれにもともなう危険、近時の立法の動きなどを述べたもの、(3)はヨーロッパ通貨機構 (EMI) の目的、組織、機能、性格、今後の方向などについてまとめたものである。

二 今次大会での委員会の活動 当委員会は通常の会合に先立って、八月二四日夕刻に委員長のハイン教授 (ドイツ) が委員を集めて今後の委員会の活動方針について協議した模様である。この会合は当委員会の委員に限った会合であつたため、その会合の趣旨、内容について筆者は知ることができなかった。

八月一五日後の会合 (司会はロバート・フォン・メーレン氏、弁護士、米国) ではフォラク氏 (ドイツ) が銀行業務の監督・規制についての国際的調和に関する報告書の内容を要約し、シー教授 (英国) の金銭の支払に関する報告書の要旨が告げられ、さらにジョヴァンニ氏 (スイス) が決済システムに関する報告書を要約して述べた。そして、これらについて若干の質由、意見が述べられたのち、これらの報告書を各国の会員に知らしめることと、関係国際機関、諸団体にも送付し、さらに研究

資料

をすすめることとなった。ルイス教授(ベルギー)によるヨーロッパ通貨統合過程についての報告書は、担当者の欠席と報告事項の性質上とくに意見は出ず、これを今回大会の報告書に残すこととした。

八月一六日午後カロール教授(フランス)の提案によるワークショップが行われた。そのテーマは国際的融資契約における融資条件の問題であった。しかし、参加者のわりには発言も少く、早々と切り上げた。

さらに八月一七日午前アルゼンチン国立銀行会議室において委員会が行われたが、筆者は他の委員会の準備の都合上、その会合には出席できなかったため、それについてはここで報告することができない。

今後当委員会は、今回とりあげたテーマの研究を続けて、次回大会で再び報告することとした。

(付記) 今回大会には当委員会の日本支部からの委員が参加していなかったため、時間の許すかぎり筆者が委員会の会合を傍聴した。

(高桑 昭)

③ 国内裁判所における国際法

「国内裁判所における国際法委員会」(Committee on International Law in Municipal Court) は、一九九二年のカイロ大会において新たに設置された委員会である。フエノスアイレス大会までの三年間の間に、全一八項目にわたる詳細な質問書が

各国に送付され、これまで英、米、加、日、独、仏、ベルギー、アイルランド、オーストラリア、ニュージーランド、チリ、クロアチア、イスラエル、ポーランド、フィリピンの一五カ国の支部から回答が寄せられた。委員会にはこれら回答をコメントし、諸国と市民法諸国とに区分して各質問項目ごとに取りまとめた報告書が提出されたが、委員会での議論はこれら報告書の具体的な検討作業には及ぶことなく、むしろ各質問項目に関わる一般的な意見の表明が散発的に参加者からなされるにとどまった。

最初に共同報告者である Ivan Shearer (Australia/New Zealand) および Torsten Stein (Germany) から報告書の取りまとめに関して若干の簡単な説明がなされたのち、直ちに参加者との間での議論に入ったが、冒頭 S. Roseme (Israel) が、この委員会の作業の目的および性質に関して根本的な疑問を提示し、これをめぐって多くの議論がなされた。すなわち国内裁判所による国際法の取り扱いを比較検討することを通じて、ILA は将来何を目標とするのかという問題である。これに対しては報告者および研究部長 J. Crawford (UK) から国際法の実現あるいは発展が国内裁判所による国際法の解釈や適用に大きく影響を及ぼす分野が拡大してきたことを念頭におきつつ、また国際法の国内的効力をめぐる各国国内法制および裁判判例の動向における多様性を十分に認識しつつ、とりあえずこの問題に関する基本的な事実を集積することを当面の目標

としており、短兵急に各国の国内法制の統合(harmonization)を指向したり、国際裁判所の中間判決制度を提案したりするものではない、という説明がなされた。Roseme はむしろこの委員会が、「国内裁判所」を「municipal court」と表現していることを取り上げ、これを「national court」に改めるよう提案した。結局、この点は提案どおり修正することが委員会の最後に採択された決議に盛り込まれた。

これに引き続いて、質問の各項目ごとに質問の意図あるいは回答をまとめるについての疑義、あるいは報告のまとめ方に関する技術的な問題点などについてのコメントが、Anne Bayesky (Canada)、John Cooke (Ireland)、Edward Gordon (US)、Georg Röss (Germany)、Susana Camargo Vieira (Brazil) およびその他数名の参加者から表明された。それらには「国際法と国内法との関係に関して従来の議論が国際法違反の場合における法の執行の側面の研究に偏っている」という認識のもとに、「国内裁判所が国際法の発展にどのように資することができ、さらに力点を置くべきである」という意見、国内裁判所における司法適合性(justiciability)の判断に関する比較検討が必要であるという意見、英米法系の国において国際慣習法の発展がどのようにコモン・ローの中に取り込まれているかの問題を取り扱うべきであるという提案、報告のとりまとめにおいて条約と慣習法が一括して国際法とされている部分があることについての異義などが含まれていた。

委員会は最後に、ヘルシンキ大会に向けて、回答未提出の国ができるだけ早い段階で質問への回答を提出するよう要請するとともに、委員会がさらに関連ある質問項目をとりまとめるこのテーマに関する基本的な事実をさらに収集し、ヘルシンキ大会に報告するよう求める決議を採択した。

(奥脇直也)

④ 証券取引法

証券取引の国際的規制(International Securities Regulation)に関する委員会は、一九九四年八月一七日(水)午前九時から二時まで開催された。議長はロリンズ博士(Dr. Lawrence Collins, UK)であり、ラボルツールはリビテンシュタイン教授(Professor Cynthia C. Lichtenstein, USA)である。本委員会においては、以下の三つのテーマについて報告が行われ、これらを巡って議論が行われた。

第一の報告はドイツのヴェリゲ博士(Dr. Gerhard Weggen)によるものであり、ドイツにおける証券取引法草案についてと題するものである。この報告においては、現在提案されているドイツの証券取引法の原案について説明があり、これと米国の証券取引法との比較が述べられた。

要約すると、ドイツの証券取引法原案においては、(1)証券市場の透明性、(2)株主の平等、内部者取引の禁止、規制機関の創設、(3)他国の証券取引規制機関との協力等が規定されている。さらに、行政的規制、刑事罰等の規定もあり、これらが実現す

ると、ドイツの証券取引規制は国際標準に合致するものとなる
と予想されるということである。

第二の報告は、アメリカのリビテンシュタイン教授によるもの
で、報告の題名は「Treating Like Equally: Harmonizing
Position Risk Capital Market Requirements for Bonus and
Securities Firms」というものである。金融機関がリスクに対応
するためにいかなる引当金を保持すべきかに関しては、現在
バーゼル委員会において検討が進められている。主たる論点は
「ボジションリスク」及び「クレジットリスク」に対処するた
めの引当金の条件に関して、いかなる国際的標準を立てるべき
かである。しかし、これに関してはバーゼル委員会においても
未だに結論が出ていない。

当委員会の会議においては、バーゼル協定の詳細、米国のそ
他主要国家のこの問題に関する主張等に関して質疑応答が行わ
れた。同教授の報告では、この問題を巡る種々の主張を検討し
たうえで、IL A証券取引規制委員会においてはこれらの動向
を今後ともフォローしていくとしている。

第三の報告は、米国の証券取引法の域外適用に関するもので、
証券取引委員会規則 (Regulation S) についてである。報告
の題名は「Recent Development Affected by the U. S. Regula-
tion S」というもので、報告者はフレイシマン氏 (Hon. E.H.
Fleishman, U.S.A.) (元米証券取引委員会委員) である。

米証券取引委員会は違反を摘発し排除するために活動をして

題する詳細な第二報告書について審議を行った。

Fleck 博士は、核拡散、ミサイルおよび生物・化学兵器の分
野での問題解決の喫緊性を指摘し、報告書中の国連憲章の再構
築、中立法、ガット二一条、輸出管理法の域外適用、非拘束的
な協力、地域的アプローチ (EC, CSCC) に審議の重点を
置くように提案し、IL Aの他の委員会と調整することの必要
性を力説した。副報告者 Erwin Dahinden 博士 (スイス) は、
国際法の一般原則の軍備管理への適用 (例、透明性、輸出され
る兵器の最終使用者に関する情報交換、輸出生産品の軍事への
転用の調査等) がさらに分析されるべきであると提案した。

Harald Hohmann 博士 (ドイツ) は、軍事への転用可能な民
生品の輸出管理が日本で目下議論的であり、明年三月頃政令
を準備しており、EUでは本年夏それを採択し、明年一月から
施行するので、米、英、独、日およびEUにおける転用可能品
の輸出管理を比較研究することの必要性を強調した。小原は、
国際的に輸出管理される転用可能品の構成要件が非常に微妙で
あるので、濫用を防止するためにそれを的確に画定することが
重要であり、特に、域外適用は慎重に行うべきであると発言し
た。Dahitz 委員長は、転用可能性が、輸出管理を策定し、実
施する場合、非常に重要な問題であるということに賛成した。
Dahinden 博士は、転用可能品が区分されるし、条約義務を
伴って輸出管理を開始しようとするしない既存の慣行が拡張され
ると発言した。Bengt Bruns 教授 (フィンランド) は、転用

いるが、最近において同委員会の担当官は外国で発行された証
券であっても当該証券が米国の投資家に販売される場合には、
米証券取引法上の登録義務に服するという形で米証券取引法を
運用しようとしている。フレイシマン氏の報告は、かかる米
証券取引法の運用は米法の域外適用であって、不当であるとの
趣旨である。この論点をめぐって種々の質疑応答が行われた。
主要な論点としては、ここまでやるのは明らかに越権行為であ
るというものから、ある程度の域外適用は現在のよう国際取
引関係が錯綜している状態では不可避的であるとの見解までが
あり、問題の難しさを窺わせた。

(松下満雄)

⑩軍備管理・軍縮法

本委員会の研究成果として、第一巻 The International Law
of Arms Control and Disarmament (一九九一) および第二巻
Avoidance and Settlement of Arms Control Disputes (一九九
四) が国連から既に出版されており、第三巻 Future Legal
Restraints on Arms Proliferation の出版が目下準備中である。

フエノスアイレス大会の同委員会では、Sinclair 卿を座長とし
て、八月一七日午前九時二時開催された。冒頭、この委員会
の進展に寄与してきた特別報告者 Delav C. Dicke 教授 (四九
才) が一九九二年一月七日に急逝されたことに哀悼の意を表
して、一分間の黙禱をした。続いて、後任の特別報告者 Dr.
Dieter Fleck (ドイツ) が作成した「軍備拡散の法的制限」と

可能品の売主が最終使用を監視する権利を有すべきであると述
べた。崔雲祥教授 (韓国) は、各国政府により極秘扱される分
野で透明性について討議することは非常に困難であるので、政
府に圧力をかけるために世界と論を用いるべきであると発言し
た。

Sinclair 座長は、冷戦終焉後、国連安保理事會が軍備管理を
もつと多く審議すべきかが問題であると指摘した。Dahitz 委
員長は、安保理事會は過度の任務を負っているので軍備管理の
任務を果たすことができないのではないかと問題提起した。
John MacNeil 博士 (アメリカ) は、イラクに関する安保理事
會決議六八七号、および同国からの大量破壊兵器の移動を監視
する特別委員会の設置は、この種の任務を果たすことを実証
したとコメントした。Liao 教授 (台湾) は、報告書の地域ア
プローチが東アジアに言及していないと批判した。

Sinclair 座長は、「条約に依る解決」対「条約に依らない解
決」(公的対私的) 対ソフト・ローに対する賛否が軍備管
理・拡散防止の面で考慮されるべきであると示唆した。Fleck
博士は、ソフト・ローの性質をもつと非公式な解決が拡散
防止の過去・現在の試みで優位を占めてきたと発言した。
Dahitz 委員長は、「条約が利用可能であれば大いに好ましい。
条約が利用可能でなければ、条約に依らないという選択は、全
く何もないよりも優る」と述べた。座長は、条約に依らな
い解決の多くは、非拘束的であるが、非常に有用であるとコメ

ントした。Dahls 委員長は、ソフト・ローは相互性と衡平の面で屢々欠陥があったと発言した。Menzel 博士は、「条約に依らない取決めの多くが、他の拘束的な取決めの背景の下に作られた。他方、非拘束的な取決めの屢々拘束的な条件を導いた」と述べた。Dahinden 博士も、非拘束的な規制が非常に有用で、弾力的であり、平和を創出する役割を屢々果たしたということに賛成した。

特別報告者 Beck 博士は、本委員会の将来の作業について審議を要請した。Brons 教授は、その作業課題として、(1)兵器の不正貿易を処罰する国内法の原理の定式化、および(2)通常兵器の抑制を挙げた。Liao 教授も、通常兵器をさらに抑制する条約を起草すべきであると発言した。Heinschel von Henneberg 教授(ドイツ)は、軍備管理と不拡散とは個人の自由または基本的人権の侵害を正当化するかもしれないという危惧を表明した。

本大会は、この委員会の第二報告書を承認し、大量破壊兵器の不拡散および通常兵器の拡散抑制への包括的なアプローチの喫緊性を再確認し、今大会でのコメントを勘案して、この報告書に記述されるラインに沿って作業を継続し、次期ヘルシンキ大会に報告するように要請する旨の決議が、採択された。

(小原喜雄)

規定を敷衍・補完するために、沿岸国の管轄権を認めるものと「する」

本文の第一条では、本条約中の用語の定義を行う。(一)「海底文化遺産」とは、海底遺跡、建造物、遺体、船舶、航空機とその積載物を含む。(二)本条約の適用上、海底文化財が「放棄(abandon)」されたときとみなされるのは次の場合とする。採取・回収が技術的に可能となった場合、遺産所有者が、回収技術の開発後二五年以内に権利を行使しないとき。採取・回収が技術上不可能な場合、所有者の側で、それへの関心が失われてから少なくとも五〇年を経過したとき。「放棄」の定義は国内法制上、多様であるが、これを単一化したもの(三)文化遺産水域(Cultural Heritage Zone)とは、沿岸国の領海外で大陸棚の外縁までをいう。「この水域については、現行の海洋法秩序の枠を超え、として設定に反対する立場、あるいは接続水域、二〇〇カイリ水域、大陸棚等の範囲を各国に選択させる主張があるが、管轄権の競合を避けるため、大陸棚に一元化することになった」

第二条は、条約の適用範囲につき定め、(一)本条約は、海底遺産が遺失・放棄されてから、少なくとも一〇〇年間海底にあるものに適用する。但し、締約国が一〇〇年以内の物を保護の対象とすることを妨げない。(二)本条約は、軍艦、軍用機、非商業用政府船舶・航空機に対して適用されない。「条約の時間的適用範囲を二一〇〇年とするが、締約国がそれ以下を選

①文化遺産法

文化遺産法(Cultural Heritage Law)委員会は、国家の領海外の海底に眠る文化財の保護と、関係国による管轄権の競合の問題を解決・回避する目的で、「海底文化遺産の保護に関する条約」案を策定し、カイロ大会(一九九二年)に提出、そこでの審理及び九三年のバリでの委員会の検討を経て、最終草案が本大会に提出された。八月一七日の会議では、オーキーフ委員長および報告者のナツィイガー教授により条約草案の内容について説明がなされたが、それに続く討議では、細かい字句の問題を除き、さしたる実質的議論もなく、八月二〇日の総会において、この最終草案が原案どおり採択され、ユネスコに対し、条約化の検討のため、送付されることになった。

採択されたブエノスアイレス条約草案は、前文と三三カ条の本文からなり、各条文にコメントリーが付せられている。以下に条約案の骨子を掲げる(なお、「」内はコメントリーの部分)。

前文では、条約案の目的・趣旨が述べられ、近時、海底開発技術の発達にともない、海底に眠る文化財が無秩序に探索・採取され、持ち去られるのを防ぎ、海底文化財に対する諸活動を規律する国際基準の設定の必要を謳っている。「文化財保護の最善の方法は、移転が保護に必要な場合をのぞき、現状維持であること、本条約は、国連海洋法条約の一四九条、三〇三条の

採する自由を認める。軍艦等への条約の不適用は、米国を含む海軍国が、沈没軍艦に対する管轄権の放棄を認めず、許可なくして艦内の探索を認めない事情を考慮したものである」

第三条は、本条約適用上の一般原則として、締約国は、文化遺産の保護を人類全体の利益のために、と定める。「国連海洋法条約一四九条の趣旨に沿った規定」

第四条は、本条約の文化遺産が引揚げ作業に関する国内法の適用をうけない旨を定める。「サルベージに関する国内法は、海難物の引揚げが目的であり、文化遺産の保護の観点からは十全ではないため」

第五条は、「文化遺産水域」の設定に関するもので、各締約国はこの水域を設定し、これを他の締約国に通告し、同水域内の海底文化財に関する活動につき管轄権をもつことおよび締約国は活動が「憲章」の定める基準に従うよう確保する義務があると定める。「国連海洋法条約三〇三条は、管轄権行使を接続水域に限るが、これは文化財保護に十分でなく、各国の法制や慣行、および一九九二年の欧州考古学的遺産保護条約の線に沿ったもの」

第六条は、締約国の領域内での文化財に関する諸活動についても、本条約の基準に従うよう推奨する旨を定める。

第七条は、「憲章」に定める基準に反する活動を支援するために、締約国が自国領域を使用させることを禁じる。

第八条は、締約国が自国民又は自国船舶の船舶に対して、文

化遺産水域又は他国の領海外のすべての水域内においてなされる違法な活動を禁じる義務を定める。〔管轄権の国籍主義の原則を定めたもので、領域的管轄権を補完するために設けた規定〕

第九条は、本条約の発効後、文化遺産の採取・回収活動が「憲章」に合致してなされると認めるときは、採取・回収された文化財の自国領域内への持込みを許可する認可証の発給について定める。

第一〇条は、違法に採取・回収され、自国領域内に持込まれた海底文化財を、締約国は他国の要請により、または自らの発意により、差押える (Seize) 義務を定め、他国の文化遺産水域又は領海から採取・回収されたとみられる文化財の差押えについては、その国の許可を必要とする旨を定める。

第一一条は、前条の違法な行為に対し刑罰を課す義務、および他の締約国との司法共助について定める。

第二二条は、差押えた文化財につき、その起源地国が判明したとき、起源地国への通告義務、差押え物件の記録・保存措置、差押え物品の展示等の措置につき定める。

第二三条は、文化遺産の調査・採取・保存・研究等についての締約国間の協力義務を定める。(以下省略)

なお、本条約の付属書の「憲章」において定める基準は、UNESCOの記念碑・遺跡国際委員会 (ICOMOS) において別途策定されることになっている。(香西 茂)

② 国家免除

一 国際法協会では、一九八二年のモントリオール大会で国家免除条約草案 (MD) (Report of the 60th Conference (1982) para. 10) を採択したが、その後一九九一年には国連国際法委員会草案が完成をみた。委員の多くはMDが国際法委員会草案よりもすぐれているとの考えをもっていたが、同草案と新たな判例、研究結果を考慮してMDを見直すことが望ましいとの意見があつて、前回カイロ大会でその旨の決議がなされた。これを受けて委員会はMDをいかに改訂すべきか、外交官領事官と国際機関の免除の問題も草案で扱うか否かを検討するため、一九九三年秋ザールブリュッゲンで一五名の委員と特に招かれたイグナツ・ホーエンヴェルデンほか五名の専門家を加えた検討会を開き、その結果と、委員から文書で表明された意見を基礎にして、ザールブリュッゲンのゲオルグ・レス (ドイツ) が報告書を作成、今回の大会では、その報告書に含まれたMD改訂案 (以下RD) が採択されたので、次にそれを紹介する。

二 Tribunal という語が裁判所のほか、adjudicatory capacity を有して機能する行政機関を含むこと、foreign state という語がその国の政府と他の国家機関を含むこと、商業的活動が主権的行為以外の、経常的な商業的行為、個別の商業的取引と行為、特に物品と役務の供給取極と貸借、保証を内容とする金融取引を指す旨の規定は維持され、基本的定義規定である第一一条に交

更のないことをまず注記しておく。第二二条は、国家がその主権的行為につき裁判権免除を享受する旨の原則を述べた規定であつて、その冒頭の「一般に」が「原則として」に変えられたが、これは実質的変更ではない。第三二条では、放棄、商業的活動等と並ぶ裁判権免除の例外としての雇用契約に、外国の公法のもとで任命された使節団員、外交、領事、軍事スタッフが追加され (C項) いまひとつの例外としての、訴因が死亡、物損である場合の条件は、それら事故の原因たる actor omission が一部または全部法廷地国で生じたか法廷地国に直接的影響を与える場合である (F項) と規定された。F項は国境を越える不法行為を免除の例外とすることを明らかにするもので、Trail Smelter 仲裁の法理を反映するものといえよう。第四二条A項では、外国に対して送達されるべき訴状等の文書の列挙に欠席判決書が加えられ、それらの送達の方法として、当該外国の外務省への書留便による場合および法廷地国の裁判所と国際法の要請を満足させる他の代替的方法による場合が追加された。送達は外務省が受領した時になされたとするが、「他の時点が条約、国際的取極で定められていない限り」との但書に、「当該外国との合意」が追加され (B項)、A項に掲げられていない手続書類の送達は、法廷地国法の規定によることを認める旨の規定も加えられた (D項)。MDでは欠席判決に関する第五二条で、法廷地国で欠席判決をなす条件として、送達が第四二条に従ってなされることと請求または救済を求める権利がそこ

の tribunal が満足できる程度に確定されることがあげられていたが、後者の条件が改訂されて、国家免除からの第三二条に従った例外が tribunal の満足できる程度に確定された場合と改められた。MDのもとでもRDのもとでも損害賠償の額は、これを負担すべき者が国であっても、個人が負担すべき場合と異ならず、但し国は懲罰的損害賠償責任を負うことはいないとされる。もしも第三二条F項によって法廷地国が管轄を有する場合であつて、適用される法が懲罰的損害賠償のみを認めている場合には、当該外国は、救済を求める者の蒙った primary loss に基づいて算出される実際の補填損害賠償の責を負う。MDでは死亡その他の事故が生じた場合という文言を置いていたところ、RD第三二条に既に述べた改訂が加えられた結果、第三二条を言及するがたに改められた。MD第八二条D項では、法廷地国の Tribunal の命じうる中間保全措置の対象となる財産は差押え等の対象たりうるものと限定されていたが、そこに、「本条約第八二条A項乃至C項で」差押え等の対象になるものととの限定が付け加えられた。以上がRDすなわち改訂MDの内容である。MD第九二条は、MDが、外交官領事官の特権と免除および国際機関の享受する免除に関する国際法に影響を与えない旨を定めていたが、再検討に当って、委員会はこれらの問題を積極的に組み込むべきが否かを検討し、その結論が消極的であったため (実質主義よりも形式主義、国が被告ならば国家免除、外交官が被告ならば外交官免除)、MDの第九二条はそのままに維持された。

三 第三条F項をめぐり、シンクレア(英国)は、たとえばモリタニアの爆発事故によって米国人が死亡して、米国でモリタニアに対する訴訟が起されたとして、米国に直接的影響があったことになるであろうと指摘し、モンロー・リー(米国)はそういうことにならないと答える応酬があり、また個人を被告とする場合については、国家免除原則の適用がまだ十分に「develop」されていない、国家免除は全廃せよとの意見もあるのに鑑みて例外をもっと広くする傾向に進むべきである、国の立証責任を更に掘り下げ、相互主義についても規定するのが望ましいといった意見が開陳されたり、英国の農民がドイツの輸入禁止を不服としてドイツの裁判所に訴えを提起してドイツが国家免除を主張したらばどうなるかという質問があった。ヒヨルナ(スウェーデン)は仲裁合意による例外につき、彼がかつてモントリオールで述べたと同様の反対を表明し、レスは仲裁合意は、仲裁に関するすべてのプロセスを認めることになる」と答えた。カーヴァー(英国)は原告の立証責任を重くすべきで、RDはあたかも原告のブリーフのごとき感があり、特に不法行為につき問題があり、RDには行き過ぎがあるから使われないだろうとまで述べたが、レスは検討を重ねてきたRDを、もはやさらに修正したくないとの立場をとった。中南米諸国特にチリ、アルゼンチンが主権免除法を立法中であり、アルゼンチンのそれは、米国判例を意識した対抗的なものではないかとの発言もあった。

四 レス報告書には、若干の米英豪スペインの判例が紹介されており、それには拷問に関する *Stedman* 判決(1965 F.2d 699 (9th Cir. 1992))、アルゼンチンの債務リファイナンスのために発行された証券 Bonds は個人間に流通して現金収入を生むもので、「目的」はともかく、その発行は「性質上」商業的活動除外にあたるとした米最高裁 *Weltover* 判決(112 S. Ct. 2160 (1992))、含まれている。Nelson 事件(53 CCH S.Ct. Bull. p. B1367 (1993.3.23))で、米国最高裁は、サウジアラビアによる米国人原告の米国での雇用は、商業活動除外に該当するとしても、彼の請求はその雇用契約違反に基づくのでなくサウジアラビアによる虐待に基づくとして控訴裁判決を破棄したが、この判決も詳細に紹介されている。(澤田壽夫)

③ 地域的経済開発

本委員会のマンダイトは、多様な地域機構の経験に照らして、地域的経済協力に適用され、経済開発を促進する法規および慣行を識別することである。この委員会の最初の会合が、フエノスアイレス大会で、八月十七日午後三時、Cynthia Liechtenstein 座長(アメリカ)の下に開催された。Duthiel de la Rochelle 委員長(フランス)は、第一中間報告書をつぎのように要約した。同委員会は、EUのように高度に統合された機構に限定することなく、広義の地域経済開発機構を調査対象として質問状を送り、多くの有意義な回答を得た。

本委員会のマンダイトは、多様な地域機構の経験に照らして、地域的経済協力に適用され、経済開発を促進する法規および慣行を識別することである。この委員会の最初の会合が、フエノスアイレス大会で、八月十七日午後三時、Cynthia Liechtenstein 座長(アメリカ)の下に開催された。Duthiel de la Rochelle 委員長(フランス)は、第一中間報告書をつぎのように要約した。同委員会は、EUのように高度に統合された機構に限定することなく、広義の地域経済開発機構を調査対象として質問状を送り、多くの有意義な回答を得た。

地域経済開発機構への加入が自由であるか、または制限があるかが、最初の問題である。Alps-Adria と Danube Basin とは、国の下部機関である地域(連邦国家における州、邦)が参加する協力取決めの例である(前者では七カ国から一八メンバー、後者では九カ国から二二メンバー)。このような国の下部機関が地域取決めに加入する権利は、国際法ではなく、主権国家の憲法に依る。

会、(c) 国内法と条約実施法との関係(EUの directive は直接適用されるのに反し、米議会では可決された NAFTA 実施法は直接適用性を明示的に排除した)、および(d) 紛争解決手続の類型(初期の段階では不要であるかもしれないが、これを欠くと、時間の経過とともに困難が生じる)四つがある。

制度化および実効性の程度がつの問題である。厳格な統合から非常に緩やかな協力に至る様々な地域取決めの機能に多様性が取られる。それは、これらの機構が発展してきた地政学的背景を反映する。EUは、類似の社会経済的構造をもつ諸国の結合であるのに反し、NAFTAは、超大国アメリカと、全く異なる発展段階のメキシコおよびカナダとの結合である。これまで地域経済同盟に消極的であったアジア諸国は、そのダイナミックな経済発展の故に、地域経済協力への関心が最近、急速に高まりつつある。南米の Mercosur (アルゼンチン、ブラジル、パラグアイおよびウルグアイの協力機構)は、組織を正式に定めることなく三年間存続してきた。EUを除くと、他のすべての機構は純粋な協力に基づいて組織されている。もっとも、NAFTAは、紛争解決について或る程度制度化されているが、地域経済開発機構の制度化の程度を計る要素には、(a) 決議方法(コンセンサス、正式投票後の全会一致、多数決)、(b) 政府間協議以外の機関の役割(独立の委員会、議

一部が委譲され、制度化が最も進んだ機構であり、経済統合のみならず政治統合をも目指す。ラテンアメリカ統合機構(LAIA)、アンデス共同体および Mercosur は、商品の自由移動に関する権限を有する。NAFTAは、主権の委譲を伴わず、自由貿易地域以外の目的をもたない。南アジア地域協力機構(SAARC)は、経済発展の促進のみならず社会の進歩および文化の発展をも対象とすることは興味深い。Kat Messen 教授(ドイツ)は、「商品の地域的自由移動の原則は、ウルグアイ・ラウンドの締結により、地域経済開発機構で重要性が少なくなったのではないか。これは本委員会の将来の作業に影響する」と質問した。de la Rochelle 委員長は、WTOの影響を考えずに地域経済開発機構に焦点を当てることのできないことに同意した。Helen Hartnell 教授(アメリカ)は、地域機構の拡散と同時に世界貿易制度の強化とのパラドックスを指摘して、賛同した。Susana C. Vieira 博士(ブラジル)は、南米での商品の自由移動は過去の過剰規制への反対運

動から生まれたので、両者は矛盾しないと発言した。Paulo Casella 博士（ブラジル）は、「それは、市場への信頼ではなく、政府への不信問題である。Mercosur は、統合の不効率に先行したが、他方では、自由競争規定をもたなかった」と述べた。Raúl Echaverry 博士（アルゼンチン）は、「Mercosur が地球規模市場に門戸を開く必要上、顕著な一歩であると発言した。de la Rochede 委員長は、一貫した政策を採りうる委員会が存在しない場合に、どのように Mercosur は政府の濫用を抑制することができるのかと質問した。Casella 博士は、「政府は超国家的機構に主権を委譲することに消極的であった。統合は望ましいが、その代価は、少なくとも初期段階では支払われない」と答えた。Viñes 博士は、南米の軍事政権が統合に敵対的であったのに反し、新政府は、私的イニシアティブによる統合に向かってプッシュしつづくと述べた。

本大会はこの委員会が、そのマンデイトの一般的枠内で、(1)既存の地域経済機構の目的を達成するために必要な制度の性質との関係を検討し、かつ、(2)商品とサービスの自由移動の分野における既存の地域的経済機構と、(a)潜在的な一般適用の教訓を見出し、および (b)かかる機構と WTO との関係を追求する目的とを比較するということについて作業を行い、次期ヘルシンキ大会に報告書を提出するように勧告する旨の決議が三〇日に採択された。

（小原喜雄）

内容を確認するために世界人権宣言は決定的な地位を占めるというのが、報告者の結論である。

八月二七日に行われた本部会では、シン（インド最高裁長官）を座長として討論が行われた。座長は冒頭発言において報告書を世界人権宣言の発展に関する包括的な分析であると評価し、人権概念の発展の重要な転換点として世界人権宣言を位置付けるとともに、人権の世代的発展に言及してこれに貢献すべき法律家の役割を強調した。ついで委員会委員長のリリック（合衆国）がこれまでの委員会における研究と報告書作成の経過について説明した後、報告者が最終報告書の概要を紹介した。

その後の討論は二部に別れ、前半では最終報告書および決議案について意見の交換が行われた。この討論では、世界人権会議（一九九三年）が採択したウィーン宣言が世界人権宣言の普遍的性格を強調したことが指摘され、マホーニー（オーストラリア）やナリマン（インド）は世界人権宣言は西欧的偏見を有するという考えに反論した。また、東欧の変革に言及して世界人権宣言のダイナミックな性格を指摘する意見も聴かれた。他方、発展途上国の立場からすれば経済的・社会的権利もまた重要であるとの指摘もあり、たとえばホサイン（バングラデシュ）はこの種の権利についても司法的でない新しい実施の手段を考える必要があると述べ、シンは若干の経済的・社会的権利も慣習法化したと指摘して、本委員会が包括的なアプローチを取るべきことを主張した。その他、いくつかの個人的人権

④ 人権法の実施

人権法の実施に関する委員会の「国内法および国際法における世界人権宣言の地位」に関する研究計画は一九八八年に承認され、それ以後委員会は委員に各国における世界人権宣言の適用状況に関する質問状を送付し、一九九三年のカイロ大会には中間報告を提出するなどの形で作業を継続してきたが、本大会には委員会報告者ハナン（合衆国）による最終報告書が提出された。

報告書は二部からなり、第一部は国内裁判所による判決規則ならびに解釈原理としての世界人権宣言の援用、および憲法を含む立法と行政行為への宣言の影響を検討する。欧米諸国だけでなく、広く発展途上国の裁判例や立法が検討されていることが印象的である。第二部では、慣習国際法における世界人権宣言の地位が扱われる。報告者はこの点に関する諸国家の態度および学説を検討して、宣言が全体として慣習法化しているという見解は少数であるものの、少なくともその一部は慣習法を構成するという考えは広範な支持を受けていると指摘し、最終的な結論を出すためにはより詳細な分析が必要であるとしながらも、宣言の個々の条項についてそれらが慣習法化しているかどうかについて簡単な検討を行う。多くの人権条約の存在にもかかわらずすべての国家がそれらの当事者となっていない現状では、人権の慣習法が果たす役割はきわめて重要であり、その

について慣習法化したかどうか、あるいは強行規範となったかどうかが議論され、実施手続が重要であるという多くの指摘が行われた。

討論の後半では、委員会の将来の研究計画が議論された。まずリリック委員長が委員会は世界人権宣言に集中して実施の他の側面を軽視してきたと反省を述べ、後述の決議に反映される研究計画を提案した。討論の中では、ブルン（カナダ）やデ・ワールト（オランダ）が経済的・社会的権利の実施の重要性を指摘し、ロゼンヌ（イスラエル）が人権実施のモニタリングのために「通信員」をおくことを提唱するなど、伝統的な意味での人権条約の実施に限定されない多くの見解が表明された。

部会の勧告にしたがって総会が採択した決議は二部からなり、実体的決議である A は、世界人権宣言は国連憲章の人権条項の権威ある発展であると普遍的にみなされており、それが規定する人権のすべてでないにしても多くは慣習法規則を構成すると広く認められているとして、国内裁判所に対して憲法・法律および行政規定の解釈にあたってより広範に世界人権宣言を利用するように求めるものである。他方、手続的決議である B は、委員会および I L A 全体の人権分野における今後の研究計画として、①国連人権高等弁務官の役割、②経済的・社会的・文化的権利の実施のための新しい戦略、③国連の人権条約機関の役割の検討、④米州人権委員会の決定過程の検討、⑤人権侵害に対する賠償、⑥人権保護のための国連の制裁の国際的および国

内的側面、⑦国連による人道的干渉の理論、⑧重大な人権侵害に関する普遍的管轄権原則の実施、の八点を挙げてゐる。

(松井芳郎)

⑤海上中立法

海上中立法委員会は、一九九四年八月一九日の午前、シキヤ(Syria)教授(フィリピン)の司会で開かれた。冒頭、委員長(シンドラー(Schindler)教授が、委員会開催にいたる経緯を説明し、この委員会が、第一次湾岸戦争を背景にゴールドコスト大会で設置、ボーテ(Botte)教授(ドイツ)が報告者となり、最初の報告書がカイロ大会に提出され、さらに、ジュネーブの会合で改訂草案の審議を経て、今回の草案作成にいたったこと、これは未だ最終草案ではなく予備的段階のものであるが、中立制度の一般原則についてたとえコンセンサスが得られずとも、海上中立法について合意は可能であるとの見通しを述べた。

次いで、今回の会議に出席できなかった報告者のボーテ教授に代わって、ハイネック(Heineke)博士(ドイツ)が報告者代理として、報告書の内容について、要旨以下のような説明を行った。今回の報告書は、前回のカイロ大会のものと同様、中立法一般を扱った総論的部分と、海戦にさいしての中立法規を盛った二つの部分に分かれる。前者は、後者の問題を扱う前提として不可欠であるが、本委員会は中立法一般について原則策

定の任務を与えられていないから、諸規則の呈示は、海上中立法の部分にとどめることになった。

中立法一般の総論的部分において、委員会は、中立制度が、武力紛争の拡大防止という積極的役割を担う実定法として今日も妥当することを再確認した上で、戦争違法化や安全保障理事会の権限行使が中立法に与える影響について以下のように論じている。交戦国と中立国の間の中間的地位(「非交戦状態」)を認めるかどうかは、カイロ大会で最も議論が集中した問題であるが、この点については、交戦国の一方が違法な攻撃を行ったと判断して第三国が犠牲国の側を援けることは、集団的自衛権の行使として認められる場合があるとしても、他方の交戦国は、安保理事会の決定でもないかぎり、自らを侵略者としては認めないから、非中立的第三国に対して中立義務違反として対抗措置をとることが可能であるとの見解があり、また、戦争違法化の法(jus contra bellum)と交戦法規(jus in bello)とは、それぞれ適用の分野を異にする独立の法系であり、それと同様の関係が、中立法との関係にもあてはまる。従って、交戦国の一方に対する援助がたとえ合法化されるとしても、中立法の固有の分野で、その行為は公平・禁止義務違反を構成し、その国はもはや中立法上の利益を享有できず、相手方交戦国に復讐の権利を与えることになるとの見解がある。もっとも、この問題については、委員会としては深く立入る必要はない。戦争違法化と中立制度の関係については新たに委員会を設けて検討を委ね

ればよいとする。

委員の間に一般合意が得られた点として、(一)国家が交戦者に対して中立法違反の行為を行うこと自体は、この国を武力紛争の当事者(交戦国)たらしめることにはならない。第三国に対する交戦国の武力行使が合法となるのは、非中立的行為が「武力攻撃」の形をとる場合に限られる。(二)国連の安保理事会が憲章四一条、四二条の下での措置をとり、全加盟国又は一部の国にそれへの参加を義務づけるとき、当該国家は中立の立場を維持できなくなり、紛争の当事国(交戦国)にならずとも、中立法は尊重できなくなる。この場合は、中立法的全システムが不適用となる。もっとも、安保理事会の権限は無制限ではなく、理事会は憲章上の黙示的権限が与えられる反面、黙示的制限にも服するのである。

戦争状態と平和との「相対化」によって、中立法は、正式の「戦争」のみならず、「国際的武力紛争」に対しても適用が可能である。もっとも、武力紛争がどの段階に達したとき中立法の適用が可能となるかの境界については、委員の間に一致がみられないが、恐らく、その境界線は、国際人道法の適用の敷居よりは高いと考えられ、その基準は紛争当事者の意思とは無関係に客観的に定められるべきである。

「海戦における中立法」に関する第二部は、六つの章からなり、第一章(総則)、第二章(中立水域内での交戦国の活動を規律する諸原則)、第三章(公海での敵対行動に関する諸原則)、

第四章(沿岸国の管轄権に服する水域(EEZ、大陸棚上の上部水域)内での敵対行為及び非軍事活動)、第五章(中立船の活動を規律する諸原則)、第六章(中立船の保護に関する規則)に分けて、諸原則が呈示され、それぞれにコメントが付けられている。このうち、第一章の総則の部分で、定義、国連憲章の効力、中立国対交戦国の関係、中立領域の不可侵性、禁止義務、非軍事的援助、公平義務についての一般原則が盛り込まれているのを除けば、他の各章の諸原則は、内容的にカイロ大会で提出されたものと基本的に変わらない。

以上の説明に次いで、委員や一般参加者からコメントがなされた。その多くは、総論部分の、戦争違法化や国連憲章と中立制度との関係に関する基本問題をめぐってなされたが、第二部の諸原則についても、例えば、フィリピンのコキア(Coquia)委員から、群島水域における交戦国の敵対行為の禁止や、二四時間規則の適用についての提案等、細部について多くの指摘がなされた。本大会での審議を踏まえて、ヘルシンキ大会(一九九六年)に新たな改訂案が提出されることになった。

(香西 茂)

⑥国際民商事訴訟法

一 委員会の設立 一九九〇年八月に開かれたクイーンズランド大会において、「外国の被告をつかまえる(Catching the Foreign Defendant)」と題して、所在の容易にわからない者、

詐欺的な手続を用いる者などを被告とする場合についてのワー
クショップが開かれた。その結果、このようなテーマに関心が
寄せられ、それについて検討する委員会が作られ、一九九二年
四月のカイロ大会で正式の委員会として設立された。これらの
活動で中心となったのはピーター・ナイ（判事、オーストラリ
ア）である。この委員会の委員長はナイ判事、報告書はキャン
ベル・マクラクラン（ソリシター、英国）である。

二 委員会の活動 本委員会はカイロ大会の際において、本委
員会がとりあげて研究すべきテーマとして、理論的にも実務的
にも重要な問題である、不法行為にもとづく損害賠償請求事件
の国際裁判管轄権をとりあげることとした。その作業の仕方は、
委員会のメンバーがそれぞれ問題を分担して（例えば、詐欺、
名誉毀損、製造物責任など）、個別の問題ごとに研究し、その
報告をもとにして委員会で討議し、委員会の見解にまとめる
というものであった。そして、当委員会は一九九三年一月にロ
ンドンとオックスフォードで、同年一〇月にパリで、さらに一九
九四年六月にハーグで会合をひらき、同年八月のブエノス・ア
イレスの大会に報告書を提出した。

当委員会では、国際的不法行為にもとづく損害賠償請求事件
におけるさまざまな問題を検討するうちに、本協会が従来から
行ってきた勧告、決議という方法で結論を出すことが困難な
テーマであることがわかり、不法行為訴訟の国際裁判管轄権の
基本的な問題と管轄権の決定基準についての報告を第六回大

会で行うとともに、個別の問題の比較法的研究の結果を論文集
としてまとめ、大方の参考に供することが適当であろうとい
うことになった。この論文集は「国際不法行為に関する裁判管
轄権 (Jurisdiction in Transnational Torts)」と題して、一九九
五年六月にオックスフォード・ユニヴァーシティ・プレスから
出版される予定である。

当委員会でもとりあげた国際不法行為の類型は詐欺、名誉毀損、
製造物責任、環境侵害、不実表示、不正競争、交通事故、知的
財産権侵害であるが、それらについての研究に加えて、コモン
ロー系の諸国、米国法、大陸法系の諸国での国際不法行為の管
轄権の法則についても掲載する予定である。

なお、当委員会は正式の設立に先立って、一部の委員の間で
委員会の運営についての相談がすすんでいたようなふしもあり、
遅れて選ばれた筆者は約半数の委員は執筆を分担していない。
しかし、筆者及びバレル氏（弁護士、インド）は、それぞれ日
本とインドにおける不法行為訴訟の国際裁判管轄権についての
判例について説明した報告書を提出し、筆者は重要な判決の英
語訳を送付した。

三 委員会の報告書の概要 報告書は当委員会の設立の経緯、
テーマの選択の理由、作業方法等について説明したのち、不法
行為訴訟事件の国際裁判管轄権について、製造物責任、環境侵
害、詐欺に関する代表的な裁判例（例えば、アサヒ・メタル事
件、ユニオン・カーバイド事件など）について述べた。そして、

従来からコモン・ロー諸国でも大陸法系諸国でも国際裁判管轄
権を国家主権の作用とみる立場であったとし、これに検討を加
え、むしろ民事訴訟事件の裁判管轄権の問題は、国家主権とい
う観点からではなく、私人間の紛争の解決という観点から検討
すべきであり、諸国の裁判例もその方向に進みつつあるという。
そして、不法行為訴訟事件の管轄権として不法行為地が認めら
れてきたが、不法行為地は当然には明らかでないとする（例え
ば、不実表示では不実な表示のなされた地、それを受けた地、
それにもとづいて投資行為を決定した地、それにもとづいて現
実に取引が行われた地などがある）。また、損害の発生した地
にも管轄権を認むべき場合もあるとする。さらに、被告または
不法行為と法廷地との結びつきの程度によって管轄権の有無を
判断することもあるとする。

このような状況をふまえて、当委員会では、差当り不法行為
訴訟事件の管轄権の基準として、単純に不法行為地によるべき
ではなく、別の考慮をも加えるべきであるとする。それは第一
に訴訟当事者の利害、すなわち法廷地は原告の便宜にかなない、
被告にとって十分な結びつきのあることであり、第二に複数の
国にまたがる訴訟の併合の可能性を認め、あるいは一定の国の
裁判所に管轄権を与えること（例えば、特許権侵害訴訟におい
ては特許権の登録地の裁判所の管轄権）も考えられるとする。
四 第六回大会 一九九四年八月一九日午前の会合（司会
はハビエル・ゴンザレス・ソリア氏、スペイン）ではナイ委員長

から、委員会の任務、これまでの委員会の活動についての説明
があり、次いで報告者から報告書全体についての説明がなされ
た。そして、ナイ委員長が国際的詐欺事件における管轄権の問
題を、シュロツァー氏（大学教授、ドイツ）が製造物責任にお
ける管轄権の問題を説明した。このほかワインバーク氏（判事、
アルゼンチン）がアルゼンチンでの裁判例を簡単に述べ、グリ
フィス氏（法務次官、オーストラリア）が同国内における管轄
権と移送についての新たな試みについて紹介した。この委員会
の会合は国際私法関係者、裁判官、弁護士などの実務家の関心
をひき、かなりの傍聴者があった。

今後の委員会の活動として、送達における共助、保全処分に
ついての国際的協力、訴訟事件の国際的移送の問題があげられ
たが、次にとりあげるテーマは保全処分についての国際的協力の
問題となった。（高桑 昭）

⑦ 国際的養子縁組

本委員会は、一九九〇年のクイーンズランド大会にハーグ国
際私法会議事務局の Van Loon 氏が中間報告書を提出して以
来、その活動は低調であった。これは、報告者の同氏がクイ
ーンズランド大会に欠席し、その総会では本委員会の決議案は委
員会での議論を反映していないとして採択されなかったこと、
さらに、その後 Van Loon 氏が多忙を理由に報告者を辞任し
たという事情があった。

前回のカイロ大会以降の子の保護をめぐる事情の変化としては、第一に、ハーグ国際私法会議が「国際養子縁組についての国際的協力及び子の保護に関する条約」の作成作業を終え、一九九三年五月に署名に開放され、カナダ、フィンランド、アイランド、メキシコ、オランダ、ルーマニア、英国、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ブルキナ・ファソ、コロンビア、コスタリカ、エタアドルが署名したこと（批准国はなし）、第二に、同会議は、一九六一年の「未成年者保護についての当局の管轄権及び準拠法に関する条約」の改訂作業（場合によっては成年後見も対象とする）にとりかかっていることである。

今回、久しぶりに新たな中間報告書が提出され（アメリカ・ジョージア州立大学の Gail McK. Beckman 教授によるもの）、それをめぐって議論が行われた。この報告書では、一九九〇年の報告書で特に関心を払うべきであるとされた四つの論点のそれぞれについて上記の一九九三年のハーグ条約を検討している。すなわち、(a) 国内養子縁組が優先されるべきであって、国際養子縁組はそれを補充する二次的なものと扱うべきか否か、(b) 子が出生に関する情報を知ることができるか否かに関し、(c) 各国の実質法上対立が見られるところ、国際養子縁組ではどう扱うのか、(d) 実親との関係が存続するタイプの養子縁組と断絶するタイプの養子縁組との双方を認めるのか前者だけを認めるのかに關して各国の実質法上対立があるところ、実親の同意の扱いなどについて国際養子縁組ではどうするのか、

(d) 国際養子縁組に関する管轄権と一國の養子縁組の他の國での承認をどうするか、以上の論点である。

(a) については、国連の「子供の権利に関する条約」二二条では国内養子縁組優先が明記されていたが、ハーグ条約では、この点に言及はあるものの、国内養子縁組ができないことは国際養子縁組の要件とはされていない（前文及び四条b）。（b）については、出身國の當局は子の身元、家族の病歴等を含む子に関する報告書を受入國の當局に送付するものの、受入國の當局は、出身國においては実父母が秘匿されている場合には、そのことに留意すべきこととされている（なお九条a及びeも参照）。（c）については、二七条により、出身國で認められた養子縁組が非断絶型としてであっても、受入國法上断絶型と認められ、かつ、そのことが分かった上での実親等の同意が与えられていること等を条件に、受入國でそれを断絶型に変換することができ。（d）については、第五章、特に二六条が承認の問題を一部扱っているが、管轄権や準拠法については規定を欠いている。

以上の検討から、一九九三年のハーグ条約は現状を改善するものではあるが、管轄権等の規定を欠き、また、悪徳ブローカーによる国際養子縁組の根絶も期待できない等の問題が残されており、ILAとして次のステップへ向けての努力がなされるべきである。以上が報告書の大要である。

八月一九日に開催された本委員会では、次のステップとして、

⑬ 国際法におけるフェミニズム

養子縁組以外の領域の検討に移るべきであるとの見解は出されず、一九九三年のハーグ条約の不十分な点の検討を続けるべきであるとされた。具体的には、第一に、管轄権及び準拠法という国際私法上の問題、特に、公序則としての子のベスト・インタレスト、国内養子縁組優先の原則適用の規準、ホームレスの子を対象とする非合法の国際取引の問題への対処などを検討すること、第二に、一九九三年ハーグ条約の下での難民の子の扱いの明確化、第三に、国際養子縁組をめぐる犯罪行為に対する国際的刑事規定の検討、以上の作業を進めてゆくこととされ、また、ハーグ会議で現在進行中の未成年者保護条約の改定作業にオブザーバーを派遣することとされた。そして、その旨の決議案が総会で採択された。

なお、検討項目別の責任者は以下の通りとされた。国際私法一般については Balogh 氏（アルゼンチン）、ホームレスの子の保護については Gail 氏（アルゼンチン）、刑事法の側面については Videlas del Mazo 氏（アルゼンチン）、ハーグ会議との連絡調整については Beckman 氏（アメリカ）。

しかし今回の委員会への出席者がきわめて少数であり、責任者も地元アルゼンチンの会員に偏ってしまっていること、ほとんど実質的な議論のないまま大幅に時間を残して早めに終了してしまっただけから窺われるように、前途はなお多難であろう。

（道垣内正人）

以上の報告にたいして、国籍問題から入るという委員会の作業の進め方について、おおむね賛成という意見があった。他方で、このように国籍を扱う委員会の名称として、国際法におけるフェミニズムというのは適切であろうかという意見もあった。この点については、立法論を含む長期的な作業目標を示す名称として委員会の選択したところのものであるとして了承された。他に格別の意見の開陳もなく、時間を余して閉会した。

(東壽太郎)

⑨ 域外管轄権

本委員会における輸出管理に関する研究活動は、特別報告者メーセン教授の総論と一〇カ国支部（日本を除く）のナショナル・レポートの各論から成る「輸出管理の国際法—管轄権上の問題点」（一九九二年）に結晶した。同委員会は、一九九〇年のクインズランド大会での示唆に基づいて、管轄権が争点になっている他の法分野（租税、裁判所の命令、武器輸出、環境競争、合併、銀行・証券取引）についても研究を継続することにした。これらの法分野の域外管轄権についてのシンポジウムが、一九九三年一〇月八—一〇日、ドレスデンで開催された。参加者は国際委員会のメンバーおよび非メンバーの専門家がであった（日本からは、非メンバーの小原が出席した）。このシンポジウムの議事録をブエノスアイレス大会までに出版し、そ

かった。ブエノスアイレス大会の域外管轄権委員会は、小原を座長として、八月一九日午後三—五時、特別報告者メーセン教授が作成した、つぎの一〇の質問状について審議を行った。

一 外国領域における執行行為は原則として禁止されるが、例外的にそれが正当化されるのは、どのような状況においてであるのか。すなわち、United States v. Alvarez-Machain, 112 S.Ct. 2188 (1992) では、米最高裁は、CIAがメキシコでメキシコ人を誘拐することが国際法により禁止されないと判示した。

二 司法的・準司法的文書を国外の名宛人に書留郵便により送達することは、外国領域における執行行為を構成するのか。この争点に関する欧米の判決には、賛否両論があるが。

三 国際法上の「相当性の原理」(principle of reasonableness) と国内法上の「礼讓」(comity) との間にどんな相違があるのか。

四 米対外関係法第三次リステイトメントは、四〇一条で立法・裁判・執行管轄権を区別するが、裁判・執行管轄権に関する条項は、立法管轄権に屢々言及するので、管轄権の三分類が果たして必要であるのか。

五 反対の意思表示が明示されない限り、国内法は外国の行為に域外適用されないものと一般に解釈されるべきであるのか。この推定は、法分野により異なるか。

六 対抗立法の禁止規定が存在するというだけで、国家はそれに自動的に譲歩しなければならないのか。禁止規定の適用範囲が広すぎる場合には無視することができるのか。管轄権を行使する国家は、外国の対抗立法に明定されていない対抗利益を無視することができるのか。

七 どんな種類の国際的に合意された政策が、域外管轄権の行使を正当化すると考えられるのか。禁輸は、禁輸の対象国でもなく、禁輸を自ら実施してもいない第三国からの物品の再輸出を禁止することによって初めて効果的となる。一国が外交政策上の理由によって禁輸を行う場合には、再輸出の禁止は批判される。他方、多数国が、アパルトヘイトの廃絶、武器輸出規制の促進のような国際的に合意された政策目標のために禁輸を行う場合には、批判は殆ど、または全くない。何が政策を国際的に合意されたものにするのか。

八 環境を破壊する態様で生産された物品の輸入を国家が阻止することを禁止する国際法の管轄権原理が存在するのか。ちなみに、まぐろ事件で、いるかに安全な漁法の米国基準に違反して米国漁業水域外で捕獲されたまぐろの輸入を禁止する米国規則が国際法により課される管轄権の限界を越えると、ガット・パネルは裁定した(80 I.L.M. 1594 [1991])。

九 競争法の調和を図ることは、管轄権の衝突の可能性にどのような影響をもつか。

一〇 管轄権問題について特別国際裁判所に先行判決を付託す

ることの可否。

これらの諸問題について、米国の国家実行を正当化する発言に対し、米国の法曹自身および南米・欧州の法曹より批判があった。最後の問題に関して、EC裁判所とその加盟国裁判所との関係を米国に持ち込むことにに対し、米国法曹は概して消極的であった。討議の詳細は、国際商事法務二三巻一四六頁以下(一九九五)の拙稿を参照されたい。

本大会は、この委員会が、ドレスデン・シンポジウムの成果、今大会での審議、ならびに関心をもつ支部および個人からの今後のコメントを勘案して、次期ヘルシンキ大会での審議のため、「域外管轄権の諸原理」に関する草案を提出しようとする意向を歓迎する旨の決議が、翌二〇日採択された。

メーセン特別報告者は、ブエノスアイレス大会の参加者および非参加のILIA会員が、個人または支部を通じて、一九九五年六月三〇日まで同氏宛に意見を寄せるように要望しているので、日本支部もこの要望に答える必要があると思う。

(小原喜雄)

⑩ 国際商事仲裁

一 一九九二年のカイロ大会では、いずれの国の国内法でもないが国際取引の規範として国際仲裁に適用されるnational lawとしての「Transnational Rules」が議論の対象となり、その内容と適用につき、さらに検討を加えることとされた。しかし当時

から多くの「Transnational Rules」の存在を積極的に認めるガイヤール委員長と、より細かい実証的検討を要するとする筆者を含む諸委員のあいだに、検討方法につき見解の相違がみられた。委員長は、一九九三年「Transnational Rules」に関するペーパーを国際法協会外でまとめることにも、国際法協会の国際商事仲裁委員会では、新たに「複雑仲裁」(Complex Arbitration)をとりあげるとの決定をおこなった。

二 複雑仲裁とは何を指すか。国際商事仲裁の最も簡単なかたちは、Xなる問題をめぐるA対Bの争いであるが、争いがA対Bにとどまらず、A対BおよびC、AおよびB対CおよびDというように当事者が多数になると、一人または三人が最も普通の数である仲裁人をいかにして選任するか、事件の併合はどのようにして認められるかなどの問題が生じ、これは「多数当事者仲裁」(Multi-party Arbitration)の問題となる。複雑仲裁とは、当事者が多数であるだけでなく、そこから紛争が生じるにいたった契約が複数、問題も複数、あるいは当事者は複数ではないが、契約関係は複数という場合の仲裁を指す。

三 日本支部の国際商事仲裁国内委員会は、フエノスアイレス大会に先立って、その第一回会合を開き、わが国には複雑仲裁を扱った判例はないこと、わが国の主要国際仲裁機関である国際商事仲裁協会と海運集会所では、前者に三例、後者には海上運送契約と不法行為を主とする相当数の取扱例があることを確認、後日筆者がそれらの内容を調査してその概要をフエノスア

イレズ大会での討議の際に報告した。フエノスアイレスでは、八月一九日早朝、委員長宿泊のアルヴェールパレスホテルで、打合わせ会が開かれ、委員長ほか四名の委員が出席、ベックシュティールゲル(ドイツ)は、多数当事者の問題は既にいろいろの折に検討されてきたから、理念的にはそれよりも範囲が広い複雑仲裁をとりあげてみるのも良からうと発言、筆者は、議論が漫然となることを防ぐため、限定した数の類型を提出するよう提案、三例をフロアに示すことが合意された。委員会は同日午後三時から六時まで開かれ、リスボン弁護士(フランス)が議長となり(実質的にはガイヤール委員長が司会)、約四〇人が出席した。まずラポルトウールである国際金融公社(ワシントン)上席法律顧問ナオン(アルゼンチン)が大会直前に用意した「第二中間報告」を提出説明し、ついで委員長が黒板を用いて三つの類型を説明、それらについて若干の討議が行われて、今後これらと他の形の複雑仲裁について検討を続ける旨の決議案が用意された。

四 三つの類型はつぎの通りである。一、関係者は三者(A B C)。仲裁合意を含む契約がA B間にある。この契約の当事者でない関係者Cは、三者の権利義務関係を、一件として解決することを望む。このような状況は、Aが建設工事の注文者、Bが建設業者、CがBの下請業者であるような場合にみられる。二、関係者は三者(A B C)。仲裁合意を含む契約がA B C間にある。AがBを被申立人とする仲裁手続を開始する。BはC

を被申立人とする仲裁手続を始めた。このような状況は、多数当事者の参加するコンソーシアム契約にみられる。三、関係者は三者(A B C)。契約がB A間、B C間にあり、それぞれが仲裁合意(たとえば一方がICC仲裁指定、他方がad hoc仲裁指定、双方ICCなどの場合がある)を含む。BがAに対する仲裁を申立てる。BはCに対しても申立をしたが、

手続を併合できるか。このような状況は、Aが建設工事の注文者、Bが建設業者、Cが他の建設業者であるような場合にみられる。これらは基本的にいわゆる多数当事者仲裁の問題で、それらにはさらに同じ当事者間の契約関係が複数である場合など、問題を複雑にする変型がある。

委員会は、これらを中心として今後どのように研究を展開できるかを検討することとなった。

(澤田壽夫)

理事会・総会

理事会は、八月一五日午前及び二〇日午前の二回開催され、総会は二〇日の理事会に引き続いて開催された。主な決定事項及び報告事項は次の通りである。

- (1) 理事会において、一九九六年までを任期とする本部の新プレジデントとして、Ricardo Balsestra氏(アルゼンチン支部プレジデント)を選出した。
- (2) 理事会において、会計主任より、一〇〇,〇〇〇ポンドを目標に進められている募金活動は、約八〇,〇〇〇

ポンドに達している(その多くの部分は日本支部の努力による)旨の報告があった。

- (3) 常任委員会がとりまとめ、総会に提出された各委員会の決議案は、すべて採択された。

- (4) 八月二〇日の総会には、アルゼンチンの Menem 大統領が出席、スピーチを行った。

- (5) 次回第六七回大会は、一九九六年八月二日から一七日までヘルシンキ(フィンランド)において開催することを決定した。なお、第六八回大会は、一九九八年台北(台湾)で開催の予定である。その後については、英国、インド、ロシア、イタリア等が大会招致を検討中とのことである。

なお、一九九五年五月二七日から三〇日まで台北(台湾)においてアジア太平洋地域大会が開催される予定である。

(香西茂・道垣内正人)